

## 議員提出議案第12号 交野市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

### 1. 制定目的

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報保護に関する法律」が改正され、「同法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律が「個人情報保護に関する法律」に統合された。この統合により、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。[P38](#)）等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定されることとなった。

しかしながら、地方公共団体の執行機関は、改正後の「個人情報保護に関する法律」の規定が直接適用されるが、議会は、改正後の「個人情報保護に関する法律」の適用対象外のため、引き続き、議会における個人情報の保護を図る必要から、条例の制定を行う。（施行期日：令和5年4月1日）

### 2. 現行制度

「交野市個人情報保護条例」において、その実施機関として「議会」も含まれており、議会に関する個人情報の保護に必要な措置を取っている。

# ○制定内容-条例(案)作成の基本的考え方-※全国市議会議長会より

## 条 例(案)

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 個人情報の取扱い(第4条～第16条)

第3章 個人情報ファイル(第17条)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第18条～第30条)

第2節 訂正(第31条～第37条)

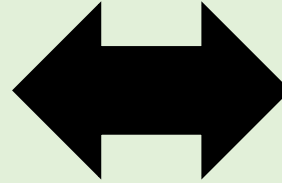
第3節 利用停止(第38条～第43条)

第4節 審査請求(第44条～第46条)

第5章 雑則(第47条～第51条)

第6章 罰則(第52条～第56条)

附則



## 個人情報の保護に関する法律

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章～第四章 (略)

**第五章行政機関等の義務等**

第一節 総則(第六十条)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条～第七十三条)

第三節 個人情報ファイル(第七十四条・第七十五条)

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示(第七十六条～第八十九条)

第二款 訂正(第九十条～第九十七条)

第三款 利用停止(第九十八条～百三条)

第四款 審査請求(百四条～百七条)

第五款 (略)

第五節 (略)

第六節 雑則(百二十四条～百二十九条)

第六章 (略)

第七章 雑則(百七十一条～百七十五条)

第八章 罰則(百七十六条～百八十五条)

附則

①条例(案)は、改正後の「個人情報の保護に関する法律」との整合性を勘案し、基本的には「個人情報の保護に関する法律」の「**第五章行政機関等の義務等**」の各条の規定に対応するよう作成している。

⇒(理由)「個人情報の保護に関する法律」が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため。

②議会の個人情報の対象は、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定(**各議員が取得する個人情報は想定していない**)している。

③機関として負うべき義務を課す場合は「**議会**」、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「**議長**」と規定している。

④条例の実施について、必要な事項は議長が別に規程を定める。

# ○個人情報の保護に関する法律と議会の適用関係

## 個人情報の保護に関する法律 第2条(第11項第2号)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 (略)
- 二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。)
- 三・四(略)

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外。

※ ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれている。

## 個人情報の保護に関する法律 第2章、第3章及び第69条第2項第3号

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、**地方公共団体の機関**、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 **地方公共団体は、その機関**が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(利用及び提供の制限)

第69条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、**地方公共団体の機関**又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3・4 (略)

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(概要) :

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/d12bde7e-a950-493b-987c-0f8d4bbd1b6b/20210901\\_laws\\_r3\\_37\\_outline.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d12bde7e-a950-493b-987c-0f8d4bbd1b6b/20210901_laws_r3_37_outline.pdf)

○個人情報保護に関する法律 :

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057\\_20230401\\_503AC0000000037](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057_20230401_503AC0000000037)

○(現行)交野市個人情報保護条例 :

[https://www.city.katano.osaka.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k232RG00000081.html](https://www.city.katano.osaka.jp/reiki_int/reiki_honbun/k232RG00000081.html)